

事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、能美市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例で次のとおり定められています。

関係法令(抜粋)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第3条(事業者の責務)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量化に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないようが製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前第二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

○能美市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例

第2条(用語の意義)

事業者:事務所、事業所、官公署、学校、病院その他これに準ずる施設で事業を行う者をいう

事業系廃棄物:事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう

家庭系廃棄物:一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物

第4条(事業者の責務)

事業者は、事業活動を行うに当たり、廃棄物の排出の抑制及び再利用を図ることにより、その減量化に努め、廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、市の施策に積極的に協力しなければならない。

第23条(事業系廃棄物の処理)

事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適切に処理しなければならない。

●「事業者」には、事務所や商店、飲食店、工場、ホテルなどの営利目的として事業を営む者だけでなく、病院、社会福祉施設、官公庁、学校などの公共公益事業等を営む者も含まれます。

●「事業活動」には、本来の事業のほか、それに随伴する業務に伴うものや、不可避免的に伴うものを含みます。

たとえば、従業員が昼食時に排出する残飯や、空き缶なども対象となります。

●「自らの責任で適正に処理」とは、事業所が自ら処理施設等に持ち込むか、許可業者へ収集運搬を委託することです。

事業所のごみは、地域のごみ集積場に出すことはできません。